

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における国民の安全を守るための法整備の不備が指摘されています。

一方、フランスでは、今回のような大規模自然災害などの緊急事態においては、「非常事態宣言」を政府が発令をし、政府主導の下で迅速に対処しており、我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、自衛隊、警察、消防などの初動体制、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果さらに被害の拡大を招くことになります。

我が国においても、近い将来の大震災への対応を視野に、国民の安全に重大な影響を及ぼすような大規模災害等の緊急事態が発生した際に、我が国に暮らす人々の生命、身体又は財産を守るための権限付与と、国会による民主的統制を可能とする法律の整備が必要であると考えます。

よって、東大和市議会は、国会、政府に対し、緊急事態に迅速にかつ的確に対処できる体制を確立し国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」について議論を深め制定を目指すよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(議決日) 平成24年9月25日

(送付日) 平成24年9月28日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣